

新（赤字部分が変更箇所）：2025年1月14日以降	旧（赤字部分が変更箇所）
<p>第1条 借入金の使途</p> <p>借主は、住宅ローン契約に基づき交付を受けた借入金（以下「借入金」という）を、借主自身または借主のご家族（注）が居住される物件（以下「居住用物件」という）の新築・購入資金または居住用物件の住宅ローンの借換え（住宅ローンとリフォームローンの一括での借換えを含む）資金その他当社が特に定める資金に用いるため（以下「住宅取得等目的」という）にのみ利用するものとします。</p> <p>（注）「ご家族」とは、借主の配偶者（同性パートナー、事実婚パートナーまたは同居予定の婚約者であると当社が認めた方を含む）、配偶者以外の扶養家族（健康保険上の被扶養者に限る）、借主自身または配偶者のご両親に限りです。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第2条 借入金金利および基準金利</p> <p>1.本規約に基づき借主に適用される金利を借入金金利といい、借入金金利の決定および変更の基準となる金利として金利タイプごとに当社が定めた金利を基準金利（以下「基準金利」という）といたします。借入金金利は、本条第5項から第8項までに規定する金利の引下げや引上げが適用される場合は各金利タイプに対応する基準金利に対して適用のある金利の引下げや引上げを行った後の金利によるものとし、これらの適用がいずれもない場合は各金利タイプに対応する基準金利によるものとします。</p>	<p>第1条 借入金金利および基準金利</p> <p>1.本規約に基づき借主に適用される金利を借入金金利といい、借入金金利変更の基準となる金利を基準金利（以下変動金利、固定金利いずれも「基準金利」という）といたします。借入金金利は、本条第5項の金利の引下げ、もしくは本条第7項の金利の引上げがなければ、基準金利によるものとします。</p>
<p>2.変動金利における基準金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。</p> <p>(1) 当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト (2) 当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト (3) 当社の収益および金利情勢等</p> <p>各基準日の基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法により揭示します。基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日以外の日に借入金金利を変更する場合があります。</p>	<p>2.変動金利における当行の基準金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金利をもとに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定します。</p> <p>(1) 当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト (2) 当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト (3) 当行の収益および金利情勢等</p> <p>当月の基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法により揭示します。基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日以外の日に借入金金利を変更する場合があります。</p>
<p>3.固定金利特約における基準金利は、市場金利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。このため、毎月揭示する基準金利は、金融市場の動向等に連動して変更します。</p> <p>(1) 当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト (2) 当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト (3) 当社の収益および金利情勢等</p> <p>当月の基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法により揭示します。</p>	<p>3.固定金利特約における当行の基準金利は、市場金利をもとに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定します。このため、毎月揭示する基準金利は、金融市場の動向等に連動して変更します。</p> <p>(1) 当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト (2) 当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト (3) 当行の収益および金利情勢等</p> <p>当月の基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法により揭示します。</p>
<p>4.お借入当初の借入金金利は、借入日現在の借入金金利が適用されます。お借入以後の借入金金利は、変動金利で元利均等返済方式の場合には第4条、変動金利で元金均等返済方式の場合には第5条に、固定金利特約の場合には第6条に、それぞれ従うものとします。</p>	<p>4.お借入時の借入金金利は、借入日現在の金利が適用されます。お借入以降の借入金金利は、変動金利で元利均等返済方式の場合には第3条、変動金利で元金均等返済方式の場合には第4条に、固定金利特約の場合には第5条に、それぞれ従うものとします。</p>
<p>5.（省略）</p>	<p>5.（省略）</p>
<p>6.前項に基づいてお借入当初の金利の引下げが行われる場合は、基準金利に対して借主が契約時に選択した当社所定のプランの引下幅が適用されるものとします（当社所定の基準を充足する場合は当該引下幅の適用に加えてさらに所定の引下げが行われる場合もあります。）。借主が金利タイプを変更した場合の変更後の借入金金利は、第9条に従うものとします。</p>	<p>6.お借入時の借入金金利は、借主が契約時に選択した当行所定のプランの引下幅が適用されるものとします。借主が金利タイプを変更した場合の借入金金利は、第8条に基づく基準金利が適用され、金利引下幅については、特約終了後引下幅（固定）または特約終了後引下幅（変動）のいずれかが適用されます。</p>
<p>7.借主が加入する団体信用生命保険の種類により金利の引上げがある場合は、基準金利に対して金利を引上げて適用します。</p>	<p>7.借主が加入する団体信用生命保険の種類により金利の引上げがある場合は、基準金利に対して金利を引上げて適用します。本条第5項の引下げが適用されている場合には、本項により基準金利に対して金利を上げた金利から引下げするものとします。</p>

<p>8.借主が選択する借入期間により金利の引上げがある場合は、基準金利に対して金利を引上げて適用します。この場合、お借入後において、一部繰上返済やその他の事由によりお借入当初の借入期間が短縮された場合であっても、引き続き引上げ後の金利が適用されます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>9.本条第1項から第8項にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。</p>	<p>8.本条第1項から第7項にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。</p>
<p>10.借主について第12条第2項第8号又は同項第9号の事由（以下「本件各失期事由」という）が生じた場合、当社は借主に通知することで、本条第5項に基づく金利の引下げを中止し、借入金利を当社の基準金利に変更することができるものとします。なお、本項に基づいて借入金利を当社の基準金利に変更した場合、かかる変更をもって、その変更の原因となった本件各失期事由が解消されるものではなく、引き続き当社は、当該本件各失期事由を理由として第12条第2項に基づいて本規約に係る債務全額について期限の利益を喪失させることができるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>11.前項に基づいて借入金利を当社の基準金利に変更された日（以下「基準金利適用開始日」という）以降の各約定返済日における約定返済額は、基準金利適用開始日現在の元金残高、最終返済日までの残存期間、変更後の借入金利等により当社所定の方法で計算し、当社から借主に通知した内容によるものとします。なお、適用される金利が変動金利である場合における「借入金利の変更」及び「借入金利の変更に伴う元金返済額の変更」については、元利均等返済の場合は第4条が、元金均等返済の場合は第5条がそれぞれ適用されるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条～第11条（省略）</p>	<p>第2条～第10条（省略）</p>
<p>第12条 期限の利益の喪失</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p>
<p>1.（省略）</p>	<p>1.（省略）</p>
<p>2.次の各場合には、借主は、当社からの請求によって本規約による債務全額について期限の利益を失い、本規約に定める返済方法によらず、直ちに本規約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1)借主が、返済を遅延し、当社から書面による督促をしても、次の返済日までに元金（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>(2)借主が第30条第1項のいずれかに該当し、もしくは第30条第2項のいずれかに該当する行為をし、または第30条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき</p> <p>(3)借主が、当社取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>(4)借主が本規約のほか、当社所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して当社が定め、当社ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき</p> <p>(5)借主が、支払いを停止したとき</p> <p>(6)担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(7)借主の当社に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき</p> <p>(8)借主が、借入金を住宅取得等目的以外の使途に使用したとき</p> <p>(9)当社の書面による事前の承諾を得ることなく、抵当物件（住宅ローン契約に基づき借主が当社に負担する債務の履行を担保するために設定された抵当権の対象物件をいう。以下同じ。）の全部または一部を、借主自身または借主のご家族の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき</p>	<p>2.次の各場合には、借主は、当行からの請求によって本規約による債務全額について期限の利益を失い、本規約に定める返済方法によらず、直ちに本規約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(1)借主が、返済を遅延し、当行から書面による督促をしても、次の返済日までに元金（損害金を含む）を返済しなかったとき</p> <p>(2)借主が第29条第1項のいずれかに該当し、もしくは第29条第2項のいずれかに該当する行為をし、または第29条に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当行が借主との取引を継続することが不適切であると判断したとき</p> <p>(3)借主が、当行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき</p> <p>(4)借主が本規約のほか、当行所定の方法により掲示する「auじぶん銀行取引規約」に付随して当行が定め、当行ウェブサイトに掲示する他の規約、方針等の一つにでも違反したとき</p> <p>(5)借主が、支払いを停止したとき</p> <p>(6)担保の目的物について差押えまたは競売手続きの開始があったとき</p> <p>(7)借主の当行に対する届出内容や書類提出に、故意による虚偽があると認められるとき</p> <p>(8)借主の預金その他の当行に対する債権について、仮差押えの命令、通知が発送されたとき</p> <p>(9)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じる等元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき</p> <p>(10)抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が抵当物件を譲渡等したとき</p>

<p>(10) 借主の預金その他の当社に対する債権について、仮差押えの命令、通知が發送されたとき</p> <p>(11) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じる等元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき</p> <p>(12) 抵当権につき権利の行使を妨げるような事実があった場合や、抵当権設定者が抵当物件を譲渡等したとき</p> <p>(13) 連帯保証人に前項第1号または本項各号のいずれかの事由があるとき</p>	<p>(11) 連帯保証人に前項第1号または本項各号のいずれかの事由があるとき</p>
3.～4.（省略）	3.～4.（省略）
第13条～第38条（省略）	第12条～第37条（省略）
【2025年1月14日現在】	【2022年12月15日現在】